

別紙1(要求水準書)

①	遊具はインクルーシブ形式とする。(年齢や障害の有無、体格、性別に関わらず、みんなが平等に利用できる施設)。なお、木材を使用する場合は、山口県産のものとする。
②	小学校児童が利用可能な遊具とすること。
③	児童の身体能力を伸ばし、感性を養うような遊びができる遊具とすること。
④	各学校にインクルーシブ遊具を1つ以上設置すること。既存の遊具と同機能を持つインクルーシブ遊具への更新も可とする。
⑤	製品を設置後2年間(木を使った場合は木部の腐朽に関するものは5年間)、通常の使用にも関わらず、部材・部品の欠陥、あるいは設計製作上の不備により故障した場合は無償で修理及び取替を行うこと。
⑥	「遊具の安全に関する基準(JPFA-SP-S:2024)」((社))日本公園施設業協会)又は同等の基準を満たすこと。
⑦	設計、施工にあたっては、山口県土木工事共通仕様書、山口県土木工事施工管理基準、国土交通省公園緑地工事施工管理基準、その他関連する基準に従うこと。
⑧	安全で長期間使用できるよう、遊具は腐食しにくく、耐久性に優れたものとする。
⑨	維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。
⑩	新設遊具の設置場所は配置図の希望設置個所とする。
⑪	希望設置個所に新設遊具が設置できない場合は、既存の遊具を撤去、又は移設することも可能とする。ただし、ブランコ、すべり台、ジャングルジム、うんてい、のぼり棒、鉄棒を撤去・移設する場合は、同機能を持った遊具を安全な状態で確保する。
⑫	転倒や転落が想定される箇所には、セーフティーマット等必要な安全施設を設置すること。
⑬	砂場は設置しないこと。

別紙2(施工条件書)

①	施工時間帯は、８時３０分から１７時までとする。（土曜日、日曜日、祝日を除く） ※管理者が認める場合はこの限りではない。
②	受注業者は契約後３０日以内に実施設計を完了させ、その内容（構造計算を含む。）について発注者の承諾を得た上で現場施工に着手すること。
③	工事の施工の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
④	受注業者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。
⑤	工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他）に整理し、工程の過程が容易に把握出来る様にすること。
⑥	土木工事施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。
⑦	遊具等の製作工場における品質確認検査（部材塗装前の加工状況・溶接状況、塗装膜厚確認等）および竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。工事検査を行う場合があるため、対応すること。
⑧	施設設置に伴う建設発生土は、「残土処理場に関する届」を監督職員に提出し、山口県が承諾している民間残土処分場で適正に処分すること。
⑨	構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。
⑩	工事に伴い、周辺の既施設等を破損した場合は、受注業者により補修等行うこと。
⑪	工事期間中は、各学校の行事に配慮した施工計画を作成すること。
⑫	遊具の完成予想図や整備状況について、ホームページ等でPRを行うため、資料作成準備に協力すること。
⑬	オープニングセレモニーを実施する場合があるため、資料作成、準備等に協力すること。